



2023年2月24日

各 位

会社名 株式会社 J P M C
代表者名 グループ CEO 代表取締役 社長執行役員 武藤 英明
(コード番号: 3276 東証プライム市場)
問合せ先 グループ CFO 取締役 服部 聡昌
(電話 03-6268-5225)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2023年2月24日開催の取締役会において、以下のとおり定款の一部変更について2023年3月24日開催の第21回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 当社は2012年から執行役員制を採用し、役付執行役員を選定しているため、現行定款の役付取締役に関する規定が実態にそぐわなくなっていることから、関連する文言及び条文を整理するものであります。
- (2) 取締役会による独立かつ客観的な経営の監督機能の向上のため、取締役会の議長が代表取締役社長に限定されている現行定款第24条を変更し、社外取締役を含むその他の取締役が議長となることを可能とするものであります。

2. 定款変更の内容

定款変更の内容は以下のとおりです。

(下線部は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(招集権者及び議長) 第13条 株主総会は、 <u>代表取締役社長</u> がこれを招集し、議長となる。 2 <u>代表取締役社長</u> に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。	(招集権者及び議長) 第13条 株主総会は、 <u>代表取締役</u> がこれを招集し、議長となる。 2 <u>代表取締役に</u> 事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第22条 代表取締役は、取締役会の決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から選定する。</p> <p>2 取締役会はその決議によって取締役の中から取締役会長、<u>代表取締役社長</u>各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。</p>	<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第22条 代表取締役は、取締役会の決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から選定する。</p> <p>2 取締役会はその決議によって取締役の中から取締役会長、<u>取締役社長</u>各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。</p>
<p>(業務執行)</p> <p>第23条 <u>代表取締役社長は当会社の業務を統括し、専務取締役又は常務取締役は、代表取締役社長を補佐してその業務を分掌する。</u></p> <p>2 <u>代表取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序に従い、他の取締役が代表取締役社長の職務を代行する。</u></p>	<p>(削除)</p> <p>※ 以下の条文を繰上げ。</p>
<p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第24条 <u>取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、代表取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>2 <u>代表取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p>	<p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第23条 <u>取締役会は、その決議により、取締役の中から、取締役会議長を1名選定する。</u></p> <p>2 <u>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会議長がこれを招集する。</u></p> <p>3 <u>取締役会議長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p>

3. 日程

- ①定款変更のための株主総会開催予定日 2023年3月24日
 ②定款変更の効力発生予定日 2023年3月24日

以上